

令和4年第2回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年6月8日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- 日程第 1 議案第34号 物品売買契約の締結について
・令和4年度 火葬場棺台車等備品購入事業
- 日程第 2 議案第35号 物品売買契約の締結について
・令和4年度 消防団軽四輪小型動力ポンプ積載車購入事業
- 日程第 3 議案第36号 物品売買契約の締結について
・令和4年度 資機材搬送車購入事業
- 日程第 4 議案第37号 五城目町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第38号 五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第39号 五城目町あさひ台運動広場設置条例制定について
- 日程第 7 議案第40号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
・五城目町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第41号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
・五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第42号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
・令和3年度五城目町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 報告第 1号 令和3年度五城目町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第 2号 令和3年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第 3号 令和3年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 日程第 1 3 報告第 4 号 令和 3 年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 1 4 報告第 5 号 令和 3 年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 1 5 議案第 4 3 号 令和 4 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 4 4 号 令和 4 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 4 5 号 令和 4 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 報告第 6 号 第三セクター等経営健全化方針の策定について

令和4年五城目町議会6月定例会会議録

令和4年6月8日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	石井政幸
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	東海林博文
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	斎藤正和
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 東海林 博文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に従い、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第34号から議案第36号までの3件は、物品売買契約の締結についてでありますので、一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第34号、物品売買契約の締結について、議案第35号、物品売買契約の締結について、議案第36号、物品売買契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第34号から議案第36号まで、一括上程いたします。

はじめに、議案第34号、物品売買契約の締結について、令和4年度 火葬場棺台車等備品購入事業、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による予定価格700万円以上の物品売買契約に該当するため、契約締結について議会の議決を求めるものでございます。

この事業は、五城目町火葬場改修に伴い、火葬炉設備稼働に必要な備品、棺運搬車、炉内台車運搬車、収骨プロテクター、可搬式掃除機を、増築部分の火葬炉と改築部分の火葬炉にそれぞれ1台ずつ導入するものであります。

契約金額は、1,210万円、うち消費税及び地方消費税相当額110万円。増築部分の火葬炉の備品納入期限は、令和4年7月29日、改築部分の火葬炉の備品納入期限は、令和5年1月31日。契約の相手方は、富山県富山市奥田新町12番3号、株式会社宮本工業所 代表取締役 宮本芳樹であります。

次に、議案第35号、物品売買契約の締結について、令和4年度 消防団軽四輪小型動力ポンプ積載車購入事業、提案理由をご説明申し上げます。

議案第34号と同様、契約締結について議会の議決を求めるものであります。

町消防団第2・第3分団、第4分団、第6分団、第8・9分団に配備しております小

型動力ポンプ積載車4台が購入から18年を経過しており、故障時の部品調達に支障を来す恐れがあること、また、団員の安全性等を考慮し購入するものであります。

契約金額は、小型動力ポンプ積載車4台2,314万4,000円、うち消費税及び地方消費税相当額210万4,000円。納入期限は、令和5年3月31日。契約の相手方は、秋田県能代市能代町字中川原33番地57、株式会社能代消防センター 代表取締役 川間政男であります。

次に、議案第36号、物品売買契約の締結について、令和4年度 資機材搬送車購入事業、提案理由をご説明申し上げますが、議案第34号、第35号同様に、議会の議決を求めるものであります。

この事業は、消防用資機材の大型、重量化により災害時の資機材搬送が現有車両では困難となってきたこと、また、本車両を配備することにより、当町における災害時及び緊急消防援助隊出動時の資機材搬送が容易になり、消防力及び機動力が強化されることから購入するものであります。

契約金額は、1,177万円、うち消費税及び地方消費税相当額107万円。納入期限は、令和5年3月31日。契約の相手方は、秋田県能代市能代町字中川原33番地57、株式会社能代消防センター 代表取締役 川間政男であります。

以上、議案第34号から36号の議案3件については、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 若干伺います。

今、ページ開いてるところで36号でございますが、これは1台だけで1,177万円ということだと思えますけれども、1台だけで。この資機材搬送車とこう書けば、何か特別な車のような感じしますが、普通のトラックでは1,100万のトラックは、ちょっと2t車クラスではちょっとないんじゃないかなと思えますけれども、特別な装備なんかあるわけですか。

それと、それからもう一つ。消防自動車4台の話されておりましたけれども、これは結局、軽のトラックに消防ポンプの施設を乗せると思えますけれども、それら、例えばこちらのほうで軽の自動車を指定できるのかどうか。スバルになるのか、ダイハツになるのか、マツダになるのか、いろいろあると思えますけれども、今現在使われてる消防車はどこのメーカーで、どちらが都合いいのかいろいろあると思えますよね。そ

の辺は研究されたのかどうか。それを伺っておきたいと思います。

○議長（石川交三君） 佐々木消防長

○消防長（佐々木貴仁君） 14番館岡議員にお答えいたします。

まずは資機材搬送車でございますけども、2tベースのトラックとなっております。CMでやってます日野の2tとありますけども、あれに、特徴としましては1,000kgに対応するパワーゲート、例えばエアテントだったり、エアコンだったり、暖房器具だったり、相当重いです。そういったものをこうパワーゲートで下から、地上から荷台に乗せたりすることができる。あとは、外枠がアルミ板になってます。通常は幌タイプなんですけども、空気、風切り音だったり、あとはそういったのをこう低減すると。それから防犯上からもやっぱり、現在はアルミ板のほうが主流だということで、そういったものに緊急走行ができます赤色灯だったり、サイレンだったり、そういったものを装備しております。

それから、消防団の小型動力ポンプ付き積載車でございますけども、それはメーカーはそれぞれ違いまして、昨年度に5台導入してございますけども、昨年度導入しましたものは、昨年度更新する前は三菱のミニキャブっていう車種だったんですけども、ダイハツのハイゼットになってます。で、今年度もダイハツのハイゼットってなったんですけども、以前は後部座席にドアが付いてなくて、それで屋根もなかったということで、非常にこう、まあ乗車定員4人なんですけども、後部座席に乗ってる団員の安全が確保できないということで、今回はデッキバンタイプとしております。デッキバンといいますのは、後部座席4人分ドア、天井、しっかりこう覆われている状態になってます。で、そのデッキバンタイプの車種といいますのは、ダイハツとスズキに限定されます。ということで、結果的にはダイハツさんのほうになったようです。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 以上3件に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。以上3件のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第34号、議案第35号、

議案第36号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第37号、五城目町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第37号、五城目町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、引用していた規定について項ずれ等が生じているため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく、過疎地域の課税免除・不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法・同法施行令の規定について項ずれ等が生じているため、当該条例の一部を改正するものであります。

施行期日は、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第37号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第38号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第38号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国保財政の安定的な運営及び持続可能な国保医療制度に資するため、医療分、

後期支援分、介護分のそれぞれに必要と見込まれる算定額に合わせた税率に見直す必要があることから、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、県が試算した標準税率で保険税率を改正し、安定した国保財政の運用に資するとともに、持続可能な本町の国保医療制度であるよう、当該条例の一部を改正するものであります。

税率につきましては、9ページになりますが、第4条から第6条の2については、医療分の改正であります。第7条から第8条の3につきましては、後期支援分の改正。第9条から第10条の3については、介護分の改正となっております。また、併せて軽減について、第24条第1項第1号において、7割軽減の減額金額に関する改正であります。第24条第1項第2号において、5割軽減の減額金額に関する改正。10ページになりますが、第24条第1項第3号において、2割軽減の減額金額に関する改正であります。第24条第2項第1号及び第2号において、未就学児に係る減額金額に関する改正となっております。

これらの税率に関しては、令和4年度分の課税からの適用となっております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 先般の全員協議会でも若干話になったと思うんですけども、安定的な、国保の会計を安定させるためには、当然値上げていくという方向になっていくと思うんですけども、まあ正確などっかから数字が出てるけれども、このコロナの関係で、去年、一昨年、この2年間で非常に普通の医療、診療を受ける方が減っていると。ですから、まあある意味、国保会計はそれほどダメージ受けてないようなことが言われて、ある本で見ました。実際、去年の分は別として、2年前のことだったら大体集計できてるんじゃないかなと思うんですけども、どの程度、五城目町では医療がこう右肩上がりになってきておったのが、この2年前、去年どのような状況であったのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田健康福祉課長

○健康福祉課長（猿田広秋君） 五城目町の今の現状なんですけど、被保険者数は減っております。ただし、1人当たりの医療費は増えてるような実態であります。町の医療給付費としましては、元年度が8億6,600万円、それから2年度が8億3,800万円、若干減っております。昨年度が8億6,400万円で、ほぼ横ばいとなっております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第38号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第39号、五城目町あさひ台運動広場設置条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第39号、五城目町あさひ台運動広場設置条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町民のスポーツを通じた健康増進及び憩いの場を設置するため、当該条例を制定するものであります。

五城目小学校旧校舎跡地のグラウンドを開放するもので、条例については12ページからになります。

第1条で当該条例の設置に関する規定とし、第2条で名称及び位置に関する規定、第3条で施設、第4条で行為の制限、第5条で行為の禁止に関する規定、13ページになりますが、第6条で監督処分に関する規定、第7条で使用料、第8条で規則への委任に関する規定となっております。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第39号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例等の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分したものであり、報告し承認を求めるものであります。

主な改正内容は、個人住民税では、17ページになりますが、下から10行目、附則第5条の3の2、第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改めるもので、住宅借入金等特別税額控除の延長に伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和7年12月31日までの入居者を対象に4年間延長するものであります。

固定資産税では、18ページ、下から4行目、附則第10条第1項中「100分の5」の次に「（商業地域等に係る令和4年度分の固定資産にあつては、100分の2.5）」を加える改正で、景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地域等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行5%を2.5%とするもので、専決処分により改正したものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第40号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第41号、専決処分（第3号）の承認を求めることについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第41号、専決処分（第3号）の承認を求めることについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分したものであり、報告し承認を求めるものであります。

主な改正内容は、24ページをお開きください。

保険料の基礎課税額に係る賦課限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げる内容となっております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第41号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第42号、専決処分（第4号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案第42号、専決処分（第4号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第11号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和3年度の事業費及び令和4年度へ繰り越す額が確定したことにより、地

方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けをもって令和3年度五城目町一般会計補正予算（第11号）を専決処分させていただいたものであります。

補正額は、歳入歳出予算総額を据え置き、補正後の歳入歳出予算総額を66億730万6,000円とし、第2条において、5ページになりますが、第2表による繰越明許費補正を行い、2款企画費一般、光ケーブル移設工事、3款民生費、生活支援臨時特別給付金事業、8款土木費、急傾斜地崩壊対策事業、同じく8款土木費、地方道路整備事業、11款災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業を追加するものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第42号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第1号、令和3年度五城目町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 議案綴り26ページをお願いします。

報告第1号、令和3年度五城目町一般会計継続費繰越計算書について。

令和3年度一般会計予算のうち、当該年度内に支出の終わらなかったものを令和4年度へ逡次繰り越して執行する継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、逡次繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

繰り越しの額は、27ページをお開きください。

火葬場整備事業1億636万3,680円です。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第1号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第2号、令和3年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 報告第2号、令和3年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度一般会計予算を令和4年度へ繰り越して執行する繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

繰り越しの額は、30ページをお開きください。

2款企画費一般、光ケーブル移設工事費負担金379万8,000円、3款生活支援臨時特別給付金事業4,436万7,000円、6款農地集積加速化基盤整備事業1,554万7,000円、同じく6款ため池等整備事業2,280万4,000円、同じく6款県営土地改良事業469万円、8款土木総務費一般、急傾斜地崩壊対策事業費負担金281万6,000円、同じく8款地方道路整備事業1,696万1,000円、11款現年災害復旧事業392万7,000円、合計1億1,491万円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第2号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第3号、令和3年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 報告第3号、令和3年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

令和3年度一般会計予算のうち、避けがたい事故のため当該年度内に支出の終わらなかったものを令和4年度へ繰り越して執行する経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

33ページをお開きください。

翌年度繰り越しの額は、県営土地改良事業172万6,782円です。説明の欄にありますように、新型コロナウイルス感染症にかかる資機材調達の遅れによる工事の遅れのためであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第3号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第4号、令和3年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 報告第4号、令和3年度五城目町水道事業会計予算繰越計算書について。

令和3年度水道事業会計予算を令和4年度へ繰り越して使用する繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

36ページをお開きください。

繰り越しの額は、低濃度PCB汚染廃電気機器収集運搬業務委託38万5,000円、

低濃度PCB汚染廃電気機器処分業務委託26万4,000円、合計64万9,000円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第4号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第5号、令和3年度五城日町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 報告第5号、令和3年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書について。

令和3年度下水道会計予算を令和4年度へ繰り越して使用する繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものであります。

繰り越しの額は、39ページになりますが、流域下水道建設費負担金256万8,000円であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第5号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書1ページをお願いします。

議案第43号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、コロナ禍の中、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により新たに交付される地方創生臨時交付金を活用したオール五城目生活応援商品券事業に係る経費や、低所得の子育てに対する児童1人当たり5万円の特別給付金、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種の経費、五城目小学校旧校舎跡地の活用に関する経費などを計上させていただきます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,809万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を57億509万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳入からご説明を申し上げます。

8ページをお願いします。14款1項2目衛生費国庫負担金1節01新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正は、本町において4回目のワクチン接種を実施するための国庫負担金として1,196万3,000円を増額補正するものであります。

10ページをお願いします。14款2項1目総務費国庫補助金4節01地方創生臨時交付金の補正は、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により新たに交付される地方創生臨時交付金及び令和3年度国庫補助金等地方負担分に伴う令和4年度増額分6,547万2,000円を増額補正するものであります。同じく2目民生費国庫補助金2節03子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び04子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金は、コロナ禍の影響が長期化する中で食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対し、特別給付金として対象児童1人当たり5万円を給付するための事業費補助金400万円、事務費補助金38万7,000円を増額するものであります。3目衛生費国庫補助金1節04新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の補正は、本町において4回目のワクチン接種を実施するために必要な国庫補助金1,037万2,000円を増額。

12ページをお願いします。15款2項4目農林水産業費県補助金1節09農地利用最適化交付金と1節10農地情報収集等業務効率化支援事業費補助金の補正は、農業委

員、農地利用最適化推進員が現場で農地情報を迅速に収集するため、タブレット導入に関する交付金・補助金として90万8,000円を増額するものであります。次に、1節11農業設備・機械導入事業費補助金の補正は、農事組合法人やまゆりと下樋口営農生産組合に対し、農業機械等の購入に関する県補助金として1,009万2,000円を増額補正するものであります。

14ページをお願いします。17款1項1目寄附金1節02ふるさと納税寄附金の補正は、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金として200万円を増額補正するものであります。

16ページをお願いします。19款1項1目繰越金1節01前年度繰越金は、歳出に見合う財源として3,656万8,000円を増額補正するものであります。

18ページ、20款6項5目納付金6節01コミュニティ事業助成金の補正は、浦横町町内会、岡本一区町内会、五城目町消防団の3団体の事業が採択となったことから、その助成金として599万9,000円を増額補正するものであります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

20ページをお願いします。2款1項総務管理費1目0003職員管理費の補正は、県庁へ派遣している職員2名の駐車場の借上料18万5,000円を増額補正するものであります。0004電算業務費の補正は、町から振込通知書に使用している三つ折りはがきの購入経費25万3,000円を増額補正するものであります。5目0001財産管理費の補正は、旧五城目小学校の跡地の管理・整備について、生涯学習課へ委任したことにより659万2,000円を減額補正するものであります。0002庁舎管理費の補正は、役場庁舎4階の機械室膨脹タンク・配管の水漏れに対する更新工事として478万円を増額補正するものであります。6目0001企画費一般の補正は、再生可能エネルギーに向けた視察に関する経費及び令和4年度一般コミュニティ助成事業の採択に伴う助成金として565万6,000円を増額補正するものであります。0007ふるさと納税事業の補正は、クラウドファンディング型ふるさと納税に対する事業を進めるための必要な経費200万円を増額補正するものであります。

22ページ、3款1項社会福祉費1目0002社会福祉費一般、健康福祉の補正は、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金の一部で会計年度任用職員の人件費を賄うための財源変更の補正であります。

24ページをお願いします。3款2項児童福祉費1目0005子育て特別給付金事業の

補正は、コロナ禍における物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金として対象児童1人当たり5万円を給付するための事業費412万6,000円を増額補正するものであります。

26ページお願いします。4款1項保健衛生費1目0009新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の補正は、本町において4回目のワクチン接種を実施するための経費で、1,930万6,000円を増額補正するものであります。

なお、対象は、60歳以上の方、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となっております。

0098職員人件費の補正は、4回目ワクチン接種に関し職員の時間外手当に係るもので、302万9,000円を増額補正するものであります。

28ページ、6款1項農業費1目0002農業委員会活動費の補正は、農業委員、農地利用最適化推進員が農地情報を迅速に収集するためのタブレット導入に関する経費で、105万4,000円を増額補正するものであります。3目0001農業振興費一般の補正は、農事組合法人やまゆりと下樋口営農生産組合による農業機械の購入に対する補助金で、1,009万2,000円を増額するものであります。

30ページ、6款2項林業費6目0001森山森林公園管理費の補正は、森林資料館前の垣根とライトアップ用照明器具の支柱の修理費53万2,000円を増額するものであります。

32ページお願いします。7款1項商工費2目0004新型コロナウイルス感染症対策事業の補正は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者等の負担の軽減のため、オール五城目生活応援商品券1万円分を全町民へ配付するもので、9,599万1,000円を増額補正するものであります。

34ページをお願いします。9款1項消防費2目0001消防団費の補正は、コミュニティ助成事業で機能別団員の活動に必要な被服等の購入費用を、また、消防団運営活動費補助金を減額し、各訓練大会、出初め式などの懇談会費等に組み替える補正内容で、134万5,000円を増額補正するものであります。

なお、教育委員会関係の補正につきましては、教育長がご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます

す。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。14款2項6目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金04公立学校情報機器整備費補助金33万7,000円の補正は、4月1日付けで学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業に対する補助金の交付決定を受けたことに伴い、予算計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

36ページをお願いします。10款1項2目事務局費0002事務局用事務費5万6,000円の補正は、コロナウイルス感染症による学級閉鎖に伴い延期となった五城目小学校の耳鼻科検診の検診用器具の借上料であります。同じく4目外国青年招致事業費0001外国語青年招致事業費41万1,000円の補正は、8月1日で任期満了となるALT、ケリー・ジョアン・モルゴンさんの退任に伴う帰国費用であります。

38ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0002学校施設整備事業57万6,000円の補正は、五城目小学校の学校菜園整備に要する調査設計等委託料であります。

42ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0010館ノ下遺跡本発掘調査事業8万3,000円は、本発掘調査に従事している会計年度任用職員の期末手当1人分を計上したものであります。

44ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0001保健体育総務費一般453万8,000円の補正は、主なものとして、旧校舎グラウンドの簡易トイレの設置作業、グラウンド周辺の桜剪定作業、同じく草刈りの委託料として業務処理等委託料240万9,000円、旧校舎跡地の立ち入り等に関する注意喚起及び案内に係る看板などの設置に係る費用として、工事請負費129万8,000円を計上しております。また、補助金4万円は、新型コロナウイルス感染症により中止となっていた五城目朝市500年記念500歳野球大会の開催に対する補助金であります。同じく2目学校給食費0002学校給食管理運営費41万8,000円の補正は、五城目第一中学校の給食室食洗機用ガス給湯器の故障に伴う交換修繕料であります。

以上、6月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 議場内換気のために暫時休憩をいたします。再開は11時15分

といたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

議案第 43 号に対する質疑を許します。1 番工藤議員

○1 番（工藤政彦君） 20 ページ・21 ページの歳出ですけれども、ふるさと納税事業の補助金のクラウドファンディング活用支援事業補助金という 100 万円ありますけれども、ちょっと聞き慣れない補助金だなと思って、どういうふうな形の補助金なのか教えていただければというふうに思いますが。

○議長（石川交三君） 柏まちづくり課長

○まちづくり課長（柏和順君） 1 番工藤議員にお答え申し上げます。

今までふるさと納税は、教育とか福祉とかそういう 4 つの項目とそれ以外の項目に対して寄附をもらっておりました。ガバメントクラウドファンディング方式を採用することによって、今回は町民の団体による事業に対して寄附を受けて、その経費にかかった分差し引いた分を補助金としてその団体に交付するというような、そういうシステムを考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 43 号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第 44 号、令和 4 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書 49 ページをお願いします。

議案第44号、令和4年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、水道事業アセットマネジメント計画策定に係る経費及び浄水場沈殿池排泥弁更新に係る経費の補正となっております。

補正額は、水道事業アセットマネジメント計画策定に係る経費として、第2条、収益的支出939万4,000円と、浄水場沈殿池排泥弁更新に係る経費として、第3条、資本的支出799万7,000円を、合わせて1,739万1,000円を補正するものであります。

以上が水道事業会計の補正の内容となっております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第44号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第45号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長（武田和栄君） 予算書55ページをお願いします。

議案第45号、令和4年度五城目町下水道事業会計補正予算（第1号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、業務委託費の増額に伴う補正となっており、また、その財源については、当初の業務委託費分を含めた企業債の増額補正となっております。

補正額は、業務委託費として、第2条、収益的支出146万3,000円、財源として企業債350万円を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第45号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、報告第6号、第三セクター等経営健全化方針の策定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。武田副町長

○副町長(武田和栄君) 議案綴り41ページをお願いします。

報告第6号、第三セクター等経営健全化方針の策定について、報告理由をご説明申し上げます。

本報告は、第三セクター等の経営健全化等に関する指針において、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定め、議会への説明と住民等への情報公開を行うことと規定されております。

株式会社あったか五城目では、令和元年度決算から債務超過が発生しておることから、第三セクター等経営健全化方針を策定したものであります。抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応としては、43ページにありますように、令和2年8月には役員の刷新を行い、令和3年9月にはパンの店あったか小町を閉店し、飲食店関係では食材管理、原価管理を徹底し、利益率の向上を目指し、仕事・時間管理、諸経費の見直し等、一般管理費の徹底した管理を行っております。収益確保に向けて経営努力を行いつつ、第三セクター等で引き続き実施することとし、新たな視点で積極的な取り組みを検討するよう働きかけていく方針であります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。3番松浦議員

○3番(松浦真君) たぶん総務産業のほうでもいろいろ話があると思うんですが、私は別の委員会なので確認したいんですけども、このあったか小町などが閉店して、この飲食店関係におけるコストとか人材の経常費用部分が今後下がっていくと思われまして、

今まで交流センターの五城館管理運営を行ってるところに関しては、もちろん毎回の指定管理の入札、審査とかあると思うんですけども、結構売上げとしては確実に指定管理の委託費用があるので、そんなにこう赤字化するわけではないと思うんですが、この、ここ、コロナの影響を受けてっていうのはあると思うんですが、その飲食の部分がネックになってるのか、ここの赤字が純資産額も含めてかなりこの3年間で減ってきているのを町としての、この売上げが減少したり利益が減っているところのボトルネックとなっているのは何なのか。そして、それに対する施策として町としては何を考えているのかということ、ここに書いてるのは役員の交換、刷新とか、コストがかかっているパンの店の部分を閉店したなどありますが、五城館の飲食部門が今ネックになってるのか、もしかするとここ以外の部分で何かネックになっているのがあるのか、町として把握しており、そのボトルネックは何かを町として把握しているのかということと、それに対する抜本的な施策として何を考えているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（石川交三君） 伊藤総務課長

○総務課長（伊藤敏和君） 松浦議員の質問にお答えいたします。

まず収益が落ちてきたっていうところは、飲食部門は飲食部門でもコロナの影響等での減少というのはありましたけれども、大きいところでは、あったか小町の、昨年閉店しましたけれども、このあったか小町がこう営業していることによって収益以上に経費がかかっていたというところも大きかったというところもありまして、昨年閉店したというところでもあります。

（「聞こえません」の声あり）

○総務課長（伊藤敏和君） あ、すいません。あったか小町、そのパンの店あったか小町の影響というものがあったということでもあります。

あとその、それで町としてというところでもありますけれども、町としては、経営の状況等についての把握しているところではありますけれども、特別その経営に対して、やり方についてどうかっていうところは、その深いところまではこう指導とかそういうところまではしていなかったところもあります。ただ、経営の状況等についての説明は受けていたというところはありますけれども、まあそういう状況でありました。

で、今回のこの方針の策定につきましては、引き続き第三セクターとしての会社のほうで経営努力を行っていただいて、引き続き努力をしていただきたいということが大きな方向性ではありますけれども、今まで以上に町としても経営に対してこう密にして

対応していかなければいけないというところもありますし、あとは第三セクターとしての経営の状況につきましても、今までは9月定例会での年に一度だけ報告というところもありましたが、やっぱりこれは状況もありますので、都度こう報告、いわゆる見える化といいますか、そういう形で対応していかなければいけないというところでもあります。

以上です。

○議長（石川交三君） 3番松浦議員

○3番（松浦真君） 細かいところ、この委員会でしていただけたらと思うんですが、一番最後の45ページにフローチャートも載って、載つけて逆にいただいているということは、ここの状況の今どの段階に町としてあるのか、その株式会社あったか五城目が今どの状況にあって、まちづくり会社ですので50%町も出資してるということを考えると、51%ではないんですが、その権利、今後の経営をどう考えていくのかということとは町も十分考えていくべきだと思いますし、その中で五城館のあり方とか、昨日斎藤議員もお話しありました音響施設とか、イベントが行いやすい、あと価格的なものとか様々なところを加味して、町の中心部にある五城館を管理運営するあったか五城目がよりよく経営も含めて改善していくように話が広がればなと思っております。これまでその報告だけを受けてたということがありますが、全国的にも三セクの経営状況がよくないか見直しがかかり全国的にかかっている中で、町としてもただその報告を受けてたというだけじゃなくて、そこに町のその財政に詳しい方が指導するなど、今後に向けた改善をぜひ行っていただければと思います。また決算特別委員会とかでも確認をしていきたいなと思いますが、数字の部分ぜひ細かく見ていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石川交三君） 松浦議員、答弁を求めますか。

○3番（松浦真君） 答弁は大丈夫です。

○議長（石川交三君） よろしいですか。

○3番（松浦真君） はい。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、報告第6号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦労様でした。

午前11時38分 散会